

社会保険労務士 2021 年度(第 53 回)試験のための法改正情報

■労働基準法■

Point 1

労働基準法施行規則等の一部改正

令和 2 年 12 月 22 日厚労省令 203 号

令和 3 年 4 月 1 日施行

●労働基準法及び最低賃金法の規定に基づき、使用者に求める届出等の押印見直しについて。

労働基準法の委任に基づく同法施行規則、事業附属寄宿舍規程、年少者労働基準規則、及び建設業附属寄宿舍規程並びに最低賃金法の委任に基づく同法施行規則において、法令上、押印欄等を求めないこととするとともに、労働基準監督署長等への届出等の際に押印等を求めている省令様式について押印欄を削除することとなった。

また、労働基準法、同法に基づく命令、最低賃金法施行規則並びに賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の規定に基づき、使用者等が労働基準監督署長等に届出等を行うに当たって、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 6 条 1 項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該届出等を行う場合には、電子署名等を不要とすることとなった。

■労働安全衛生法■

Point 1

免許証等の資格証における旧姓等併記を可能とするための労働安全衛生規則等の一部改正
令和3年2月25日厚労省令40号
令和3年4月1日施行

●ボイラー技士等の免許証等の資格証における旧姓等併記を可能とするための見直しについて。

「女性活躍加速のための重点方針2017」において、マイナンバーカードや旅券に旧姓を併記することが可能となるよう必要な検討を行うこととされ、さらに「女性活躍加速のための重点方針2020」において、各種国家資格等でさらに旧姓使用がしやすくなるよう現状把握及び関係機関等への働き掛けを行うこととされたことを受け、ボイラー技士等の免許証等についても、旧姓を使用した氏名の併記等を可能とするなどの所要の改正が行われた。これは、住民票やマイナンバーカード、運転免許証への旧姓併記が可能となったことを踏まえた改正である。

作業主任者の選任が必要な作業として、安衛令6条13号に規定する船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業から除かれるものとして、船員室の新設、増設、又は拡大により総トン数が500トン未満から500トン以上となった船舶で、現に510トン未満であるもののうち、厚生労働省令で定めるもので揚貨装置を用いずに行うものを加えることとした。

Point 2

労働安全衛生法施行令の一部改正
令和2年4月22日政令第148号、基発0422第4号
令和3年4月1日施行

●特定化学物質「溶接ヒューム」の追加、及び金属アーク溶接等作業における溶接ヒュームへのばく露防止措置等の義務化がされた。

特定化学物質に「溶接ヒューム」を追加するとともに、「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く）」という部分の「（塩基性酸化マンガンを除く）」が削除された。

その結果、溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンに係る作業等について、新たに作業主任者の選任、作業環境測定の実施及び有害な業務に現に従事する労働者に対する健康診断の実施が必要となった。

また、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業を行う屋内作業場については当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気又はこれと同等以上の措置を講ずることを義務付けた。

■労働者災害補償保険法■

Point 1

法 8 条の 3

令和 2 年 9 月 30 日厚労告示 339 号

令和 2 年 8 月 1 日施行

●給付基礎日額の最低保障額等の変更について。

令和元年 8 月 1 日から、年金のスライド率、給付基礎日額の最低保障額、年金給付基礎日額の年齢階層別の最低・最高限度額が、次のように改定された。なお、年金額については、当該変更後の給付基礎日額が 8 月 1 日以降の年金額の算定に適用される結果、8・9 月分の支払期月である 10 月から変更後の年金額が支払われることとなる。

①給付基礎日額の最低保障額（自動変更対象額）の改定

給付基礎日額の最低保障額（自動変更対象額）は、3,950 円から 3,970 円に引き上げられた。

②年金給付基礎日額の年齢階層別最低・最高限度額の改定

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	5,081 円 (4,977 円)	13,384 円 (13,330 円)
20 歳以上 25 歳未満	5,589 円 (5,538 円)	13,384 円 (13,330 円)
25 歳以上 30 歳未満	6,164 円 (6,046 円)	14,322 円 (14,144 円)
30 歳以上 35 歳未満	6,577 円 (6,469 円)	17,163 円 (17,089 円)
35 歳以上 40 歳未満	6,854 円 (6,777 円)	19,407 円 (19,303 円)
40 歳以上 45 歳未満	7,070 円 (7,025 円)	21,601 円 (21,216 円)
45 歳以上 50 歳未満	7,208 円 (7,080 円)	22,760 円 (23,245 円)
50 歳以上 55 歳未満	7,090 円 (6,989 円)	25,308 円 (25,480 円)
55 歳以上 60 歳未満	6,586 円 (6,537 円)	25,093 円 (25,492 円)
60 歳以上 65 歳未満	5,420 円 (5,310 円)	20,870 円 (20,493 円)
65 歳以上 70 歳未満	3,970 円 (3,970 円)	15,258 円 (14,967 円)
70 歳以上	3,970 円 (3,970 円)	13,384 円 (13,330 円)

() 内は変更前の額

Point 2

則 18 条の 3 の 4

令和 3 年 3 月 30 日基発 0330 第 17 号

令和 3 年 4 月 1 日施行

●介護(補償)給付の最高限度額及び最低保障額の改定について。

労働災害により介護を要する状態となった労働者に対し、介護に要した費用（介護(補償)給付）を支給しているが、他制度の介護手当との均衡等を考慮して最高限度額及び最低保障額の見直しが行われた。その額は下記のとおりである。

項 目	最 高 限 度 額	最 低 保 障 額
常時介護を要する者	171,650 円（166,950 円）	73,090 円（72,990 円）
随時介護を要する者	85,780 円（83,480 円）	36,500 円（36,500 円）

（ ）内は現行額

Point 3

労災保険法施行規則等の一部改正

令和 3 年 1 月 26 日厚労省令 11 号

令和 3 年 4 月 1 日施行

●特別加入の対象の拡大を図るための追加について。

特別加入の対象について、追加される者は次のとおりである。

- ①特別加入の対象となる事業として、「柔道整復師」が行う事業が新たに規定された。

②特別加入の対象となる特定作業として、放送番組（広告放送を含む）、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの、及びアニメーションの制作の作業であって、厚生労働省労働基準局長が定めるものが新たに規定された。なお、上記の事業及び作業に係る第二種特別加入保険料率は 1,000 分の 3 とされた。

Point 4

労災保険法の一部改正に伴う関係政令の改正

令和 2 年 7 月 8 日政令 219 号（第 9 条）、令和 2 年 9 月 1 日法律 14 号（労災保険法関係部分）

令和 2 年 9 月 1 日施行

●複数事業労働者に対する新たな保険給付の創設等について。

複数の会社等に雇用される労働者の労災保険給付が次のように変更される。

- ①怪我や病気になった労働者、又は当該労働者が死亡した場合の遺族が給付対象となる。
- ②当該労働者が休業した場合等の給付額が全ての勤務先の賃金額の合計額を基に決まる。
- ③勤務先ごとの負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価して労災認定できない場合は、全ての勤務先の負荷を総合的に評価して労災認定できるかどうか判断する。

■雇用保険法■

Point 1

法 33 条 1 項

行政手引 52205 の改定

令和 2 年 10 月 1 日以降の離職

●正当な理由がない自己都合により退職した場合、5 年間のうち 2 回までは給付制限期間が 2 か月に短縮された。

法 33 条 1 項は、「被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した場合には、第 21 条の規定による期間の満了後 1 か月以上 3 か月以内の間に公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。」としているが、**正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合、「公共職業安定所長の定める期間」が、行政手引 52205 により改定された。**

正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合の給付制限期間は、令和 2 年 10 月 1 日前は、原則として、3 か月であったが、**令和 2 年 10 月 1 日以降は、原則として、2 か月**となる。なお、当該退職した日から遡って 5 年間のうち 2 回以上（離職日を基準とする）、正当な理由がなく自己の都合によって退職（令和 2 年 10 月 1 日以降のものに限る。）し、求職申込みをした者については、当該退職に係る給付制限期間は 3 か月となる。

自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇された場合の給付制限期間は、従来どおり 3 か月で短縮はない。

Point 2

法 14 条 3 項

令和 2 年 3 月 31 日法律 14 号

令和 2 年 8 月 1 日施行

●失業等給付の受給資格を得るために必要な「被保険者資格」の算定方法が変わった。

失業等給付の支給を受けるためには、離職の日以前の 2 年間に、被保険者期間が通算して 12 か月以上（特定受給資格者又は特定理由離職者は、離職の日以前の 1 年間に、被保険者期間が通算して 6 か月以上。）あることが必要だが、**離職日から 1 か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となった日数が 11 日以上ある月又は賃金支払の基礎となった労働時間数が 80 時間以上ある月を 1 か月として計算することとなった。**

■労務管理その他の労働に関する一般常識■

〔障害者雇用促進法〕

Point 1

施行令 2 条

令和 2 年 10 月 16 日厚労省令 202 号

令和 3 年 3 月 1 日施行

●障害者雇用率の引上げについて。

障害者雇用率が以下のように引き上げられた。

事業主区分	障害者雇用率	
	現 行	令和 3 年 3 月 1 日以降
民間企業	100 分の 2.2%	100 分の 2.3%
国、地方公共団体等	100 分の 2.5%	100 分の 2.6%
都道府県等の教育委員会	100 分の 2.4%	100 分の 2.5%

Point 2

法 78 条、施行規則 7 条、8 条

令和 2 年 10 月 16 日厚労省令 202 号

令和 3 年 3 月 1 日施行

●対象となる事業主の範囲の拡大について。

法定雇用率の変更に伴い、対象となる事業主の範囲が従業員 45.5 人から 43.5 人以上に拡大された。常時雇用する労働者数が 43.5 人以上の事業主には、以下の義務がある。

- ・毎年 6 月 1 日時点の障害者雇用状況を、管轄公共職業安定所長に報告しなければならない。
- ・障害者の雇用の促進と継続を図るため、障害者雇用推進者を選任するよう努めなければならない。

〔高齢者雇用安定法〕

Point 1

法 6 条

令和 2 年 10 月 30 日厚労告 350 号

令和 3 年 4 月 1 日施行

●高齢者職業安定対策基本方針に関する改正について。

高齢者等職業安定対策基本方針に定める事項に、高齢者就業確保措置等（法 9 条に規定する高齢者雇用確保措置、及び法 10 条の 2 第 4 項に規定する高齢者就業確保措置）の円滑な実施を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項が加えられた。

Point 2

法 10 条の 2（新設）

令和 2 年 3 月 31 日法律 14 号

令和 3 年 4 月 1 日施行

●高齢者就業確保措置について。

65 歳までの雇用確保（義務）に加え、65 歳から 70 歳までの就業機会を確保するため、[高齢者就業確保措置](#)として、[以下のいずれかの措置を講ずる努力義務](#)が新設された。

- ①70 歳までの定年引上げ
- ②定年制の廃止
- ③70 歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）
- ④70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤70 歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

なお、上記④⑤の措置を「創業支援措置」という。また、就業支援措置を実施する場合には、計画を作成、過半数労働組合等の同意を得る、計画を労働者に周知する、という手続を行う必要がある。

Point 3

法 10 条の 3（新設）

令和 2 年 3 月 31 日法律 14 号

令和 3 年 4 月 1 日施行

●高年齢者就業確保措置に関する計画について。

厚生労働大臣が、事業主に対して、高年齢者就業確保措置の実施について、必要な指導及び助言をすることができ、当該措置の実施に関する計画の作成を勧告することができるようになった。

Point 4

法 11 条、則 5 条

令和 2 年 3 月 31 日法律 14 号、令和 2 年 10 月 30 日厚労省令 180 号

令和 3 年 4 月 1 日施行

●高年齢雇用推進者の選任について。

法 11 条に基づく高年齢者雇用推進者等の業務に、高年齢者就業確保措置の推進も追加されることとなった。なお、高年齢者雇用等推進者の選任は努力義務とされており、この者は作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務を担当する者である。

Point 5

法 15 条、16 条

令和 2 年 3 月 31 日法律 14 号、令和 2 年 10 月 30 日厚労省令 180 号

令和 3 年 4 月 1 日施行

●再就職援助措置・多数離職届の対象となる高年齢者等について。

70 歳までの就業確保措置が努力義務となったことにより、再就職援助措置、多数離職届の対象となる高年齢者等が 45 歳～65 歳未満の一定の者から 45 歳～70 歳未満の一定の者になった。

Point 6

法 17 条

令和 2 年 3 月 31 日法律 14 号、令和 2 年 10 月 30 日厚労省令 180 号

令和 3 年 4 月 1 日施行

●求職活動支援書の対象となる高齢者等について。

求職支援活動書について、「解雇その他の事業主の都合」により、65歳以上70歳未満で離職する高齢者が対象に追加された。

〔女性活躍推進法〕

Point 1

法 19 条

令和元年 6 月 5 日法律 24 号

令和 2 年 6 月 1 日施行

●女性の活躍推進に関する情報公表の改正について。

常時雇用する労働者 301 人以上の事業主は、女性の活躍推進に関する情報公表について、以下①と②の区分から、それぞれ 1 項目以上選択して 2 項目以上情報公表する必要があることとなった。

①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）
- ・男女別の採用における競争倍率（区）
- ・労働者に占める女性労働者の割合（区）（派）
- ・係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・役員に占める女性の割合
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換実績（区）（派）
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績

②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均継続勤務年数の差異
- ・10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ・男女別の育児休業取得率（区）
- ・労働者の 1 月当たりの平均残業時間
- ・雇用管理区分ごとの労働者の 1 月当たりの平均残業時間（区）（派）
- ・有給休暇取得率
- ・雇用管理区分ごとの有給休暇取得率（区）

※「(区)」の表示にある項目は、雇用管理区分ごとに公表を行うことが必要であり、「(派)」の表示のある項目は、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行うことが必要となる。

〔労働施策総合推進法〕

Point 1

法 30 条の 2、法 30 条の 3（新設）

令和 2 年 1 月 15 日厚労告 6 号

令和 2 年 6 月 1 日施行

●職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置（義務）について。

事業主は、以下の措置を講じなければならないこととされた。

- ・ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

なお、職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの、であり、①～③までの要素を全て満たすものをいう。客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については該当しない。

Point 2

法 30 条の 2、法 30 条の 3（新設）

令和 2 年 1 月 15 日厚労告 6 号

令和 2 年 6 月 1 日施行

●事業主及び労働者の責務（努力義務）について。

事業主及び労働者について、以下の内容が努力義務として規定された。

<事業主の責務>

- ・ 職場におけるハラスメントを行ってはならないことその他職場におけるハラスメントに起因する問題に対する自社の労働者の関心と理解を深めること。
- ・ 自社の労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修その他の必要な配慮をすること。
- ・ 事業主自身（法人の場合はその役員）が、ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うこと。

＜労働者の責務＞

- ・ ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者に対する必要な注意を払うこと
- ・ 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること。

※取引先等の他の事業主が雇用する労働者や、求職者も含まれる。

Point 2

法 30 条の 4、30 条の 5、30 条の 6、30 条の 7、30 条の 8、

令和 2 年 1 月 15 日厚労告 6 号

令和 2 年 6 月 1 日施行

●紛争解決の規定の創設について。

パワーハラスメントに関する労使紛争について、都道府県労働局長による紛争解決援助（法 30 条の 5）、紛争調整委員会による調停（30 条の 6）の対象とすることとなった。調停の手続については、男女雇用機会均等法の規定を準用することとするとともに、その他調停の手続に関し必要な事項は厚生労働省令で定めることとされた（法 30 条の 7、法 30 条の 8）。

Point 3

法 33 条

令和 2 年 1 月 15 日厚労告 6 号

令和 2 年 6 月 1 日施行

●助言、指導、勧告、公表について。

厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要と認めるときには、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができ、この勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

[男女雇用機会均等法]

Point 1

法 11 条

令和 2 年 1 月 15 日厚労告 6 号

令和 2 年 6 月 1 日施行

●事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止について。

労働者が相談等を行うことに躊躇することがないように、労働者がセクシュアルハラスメント等に関して事業主に相談したこと等を理由に不利益な取扱いをしてはならないこととされた。

さらに、自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応として、自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行い、他社の実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への協力を求められた場合、これに応じるよう努めることとされた。

Point 2

法 11 条の 2（新設）

令和 2 年 1 月 15 日厚労告 6 号

令和 2 年 6 月 1 日施行

●事業主及び労働者の責務が、法律上明記(努力義務)された。

事業主及び労働者について、以下の内容が努力義務として規定された。

<事業主の責務>

- ・職場におけるハラスメントを行ってはならないことその他職場におけるハラスメントに起因する問題に対する自社の労働者の関心と理解を深めること。
- ・自社の労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修その他の必要な配慮をすること。
- ・事業主自身（法人の場合はその役員）が、ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うこと。

<労働者の責務>

- ・ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者に対する必要な注意を払うこと
 - ・事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること。
- ※取引先等の他の事業主が雇用する労働者や、求職者も含まれる。

Point 3

法 11 条の 3（新設）

令和 2 年 1 月 15 日厚労告 6 号

令和 2 年 6 月 1 日施行

●事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止について。

労働者が職場における妊娠・出産等に関するハラスメントについて、事業主に相談したことを理由に、不利益な取扱いをしてはならないこととされた。

Point 4

法 11 条の 4（新設）

令和 2 年 1 月 15 日厚労告 6 号

令和 2 年 6 月 1 日施行

●職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務の新設について。

事業主及び労働者について、以下の内容が努力義務として規定された。

<事業主の責務>

- ・職場におけるハラスメントを行ってはならないことその他職場におけるハラスメントに起因する問題に対する自社の労働者の関心と理解を深めること。
- ・自社の労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修その他の必要な配慮をすること。
- ・事業主自身（法人の場合はその役員）が、ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うこと。

<労働者の責務>

- ・ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者に対する必要な注意を払うこと。
 - ・事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること。
- ※取引先等の他の事業主が雇用する労働者や、求職者も含まれる。

なお、職場における「妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント」とは、職場において行われる、上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者の育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることをいう。

Point 5

法 13 条の 2（新設）

令和 2 年 1 月 15 日厚労告 6 号

令和 2 年 6 月 1 日施行

●男女雇用機会均等推進者の創設について。

事業主は職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするため、講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならないと定められた。

Point 6

法 20 条

令和 2 年 1 月 15 日厚労告 6 号

令和 2 年 6 月 1 日施行

●調停のための出頭・意見聴取の対象者の拡大について。

セクシュアルハラスメント等の調停制度について、紛争調整委員会が必要であると認める場合には、関係当事者の同意の有無にかかわらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるよう、対象者が拡大された。

[育児・介護休業法]

Point 1

法 11 条

令和元年 12 月 27 日厚労省令 89 号

令和 3 年 1 月 1 日施行

●子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになった。

以下の表のように、子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになった。

改 正 前	改 正 後
・ 半日単位での取得が可能 ・ 1 日の所定労働時間が 4 時間以下の労働者は取得できない	・ 時間単位での取得が可能 ・ 全ての労働者が取得できる

- ・「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できる。
- ・法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇である。この「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指す。
※ 指針では、法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いしている。
- ・1日の所定労働時間数に1時間に満たない端数がある場合には、端数を時間単位に切り上げる必要がある。例えば、1日の所定労働時間数が7時間30分の場合、時間単位で看護・介護休暇を取得する場合は、「30分」という端数を切り上げて、8時間分の休暇で「1日分」となる。

Point 2

法 11 条

令和元年 12 月 27 日厚労省令 89 号

令和 3 年 1 月 1 日施行

●労使協定による例外について。

子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができる。

※労使協定により時間単位での休暇取得ができないこととなった労働者であっても、引き続き半日単位での休暇取得を認めるよう配慮することが求められる。

■社会保険に関する一般常識■

〔確定給付企業年金法〕

Point 1

法 36 条 2 項 1 号

令和 2 年 6 月 5 日法律 40 号

令和 2 年 6 月 5 日施行

●老齢給付金の支給要件の改定について。

確定給付企業年金法による老齢給付金の支給要件は、「60 歳以上 65 歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給する。」と規定されていたが、「60 歳以上 70 歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給する。」と改定された。

〔確定拠出年金法〕

Point 1

法附則 3 条 1 項 3 号、令 60 条 1 項

令和 2 年 6 月 5 日法律 40 号

令和 3 年 4 月 1 日施行

●脱退一時金の支給要件の改定について。

確定拠出年金法における脱退一時金の支給要件である通算拠出期間は、「1 月以上 3 年以下」と規定されていたが、「1 月以上 5 年以下」と改定された。

■健康保険法■

Point 1

法附則 9 条

令和 2 年 11 月 30 日財務省告示 281 号

令和 3 年 1 月 1 日施行

●健康保険料に係る延滞金の割合の特例について。

健康保険料に係る延滞金の割合については、法附則 9 条の規定による延滞金の割合の特例により、当分の間、租税特別措置法 94 条 1 項の規定に基づくこととされており、同項に規定する財務大臣が告示する割合については、令和 2 年 11 月 30 日付け財務省告示 281 号において、年 0.5 パーセントとされたため、令和 3 年における延滞税特例基準割合は年 1.5 パーセントとなった。このため、令和 3 年 1 月 1 日以降の延滞金の割合について、納期限の翌日から 3 月を経過する日までの期間については年 2.5 パーセントとし、納期限の翌日から 3 月を経過する日の翌日以後については年 8.8 パーセントとした。

Point 2

法 160 条 16 項

令和 3 年 2 月 6 日全国健康保険協会公表

令和 3 年 3 月分から改定（任意継続被保険者及び日雇特例被保険者は 4 月分から）

●全国健康保険協会管掌健康保険の介護保険料率の改定について。

全国健康保険協会管掌健康保険の介護保険料率が 1.79%から 1.80%に改定された。

■厚生年金保険法■

Point 1

法 43 条の 2～法 43 条の 5、平 9 年経過措置政令

平成 28 年 12 月 14 日法律 114 号（年金改革法）、令和 3 年 3 月 17 日政令 47 号

令和 3 年 4 月 1 日施行

●令和 3 年 4 月 1 日より、年金額の改定ルールが見直された。

平成 16 年の年金制度改革では、賃金が物価ほどに上昇しない場合、物価変動ではなく賃金変動に合わせて年金額を改定するルールが導入されていたが、例外として、賃金と物価がともにマイナスで賃金が物価を下回る場合には、物価に合わせて年金額を改定し、また、賃金のみマイナスの場合には、年金額は据え置かれていた。

今回の改正では、賃金が物価を下回る場合には、賃金に合わせて年金額が改定されるようにルールが見直された。

Point 2

法 43 条 1 項、法 43 条の 2、法 43 条の 4、平 16 法附則 27 条、平 16 経過措置政令他

令和 3 年 3 月 31 日政令 100 号

令和 3 年 4 月 1 日施行

●令和 3 年度の年金額は、昨年度から 0.1%の引下げとなった。

「令和 2 年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）」の公表を踏まえ、令和 3 年度の年金額は、法律の規定により、令和 3 年度から 0.1%マイナスで改定された。

令和 3 年度の年金額の改定は、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率（△0.1%）が物価変動率（0.0%）よりも低いいため、令和 3 年 4 月からの年金額改定のルールにより、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率（△0.1%）を用いる。

また、賃金や物価による改定率がマイナスのため、令和 3 年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われず、マクロ経済スライドの未調整分（△0.1%）は翌年度以降に繰り越される。

参 考

マクロ経済スライドによるスライド調整率（△0. 1%）

=公的年金被保険者数の変動率（0. 2%）×平均余命の伸び率（△0. 3%）

（平成 29～令和元年度の平均）

（定率）

マクロ経済スライド

現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金や物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものである。賃金や物価の変動がマイナスとなりマクロ経済スライドによる調整ができない場合は、翌年度以降に繰り越して調整する。

令和 3 年度の年金額

加給年金額

配偶者	224,700 円
特別加算	33,200 円～165,800 円（昭和 9.4.2～）
子（1 人目・2 人目）	各 224,700 円
子（3 人目から）	各 74,900 円
中高齢寡婦加算	585,700 円
経過的寡婦加算	585,700 円～19,547 円（大正 15 年 4 月 2 日～昭和 31.4.1）
障害厚生年金 3 級の最低保障額	585,700 円
障害手当金の最低保障額	1,171,400 円

Point 3

法 46 条 3 項

令和 3 年 3 月 31 日政令 100 号

令和 3 年 4 月 1 日施行

●在職老齢年金の支給停止調整額は、「47 万円」のままで変更はない。

令和 3 年 4 月以降も令和 2 年度と同様に、65 歳以上の在職老齢年金は、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が 47 万円を超えた場合、超えた金額の 2 分の 1 が支給停止となる。

$$\text{支給停止額（月額）} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 47 \text{ 万円}) \times 2 \text{ 分の } 1$$

Point 4

法附則 11 条 2 項、3 項

令和 3 年 3 月 31 日政令 100 号

令和 3 年 4 月 1 日施行

●在職老齢年金の支給停止調整変更額は、「47 万円」のままで変更はない。

令和 3 年 4 月以降も令和 2 年度と同様に、65 歳未満の在職老齢年金は、基本月額が 28 万円以下であり、総報酬月額相当額が 47 万円を超えている場合、47 万円を超えた金額と、47 万円と基本月額との合計額から 28 万円を控除した金額の 2 分の 1 が支給停止となる。

支給停止額（月額）

$$= (47 \text{ 万円} + \text{基本月額} - 28 \text{ 万円}) \times 2 \text{ 分の } 1 + (\text{総報酬月額相当額} - 47 \text{ 万円})$$

●支給停止調整開始額の 28 万円は、変更されない。

令和 3 年 4 月以降も令和 2 年度と同様に、支給停止調整開始額は 28 万円に変更はない。

Point 5

法 20 条 1 項の表

令和 2 年 8 月 14 日政令 246 号

令和 2 年 9 月 1 日施行

●令和 2 年 9 月以後の標準報酬月額の等級区分が改定された。

令和 2 年 9 月以後の厚生年金保険法の標準報酬月額については、第 31 級の上に第 32 級が設けられた。

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第 31 級	620,000 円	605,000 円以上 635,000 円未満
第 32 級	650,000 円	635,000 円以上

■国民年金法■

Point 1

法 27 条の 2～法 27 条の 5

平成 28 年 12 月 14 日法律 114 号（年金改革法）

令和 3 年 4 月 1 日施行

●令和 3 年 4 月 1 日より、年金額の改定ルールが見直された。

平成 16 年の年金制度改革では、賃金が物価ほどに上昇しない場合、物価変動ではなく賃金変動に合わせて年金額を改定するルールが導入されていたが、例外として、賃金と物価がともにマイナスで賃金が物価を下回る場合には、物価に合わせて年金額を改定し、また、賃金のみマイナスの場合には、年金額は据え置かれていた。

今回の改正では、賃金が物価を下回る場合には、賃金に合わせて年金額が改定されるようにルールが見直された。

Point 2

法 27 条、27 条の 2、27 条の 3、27 条の 4、平 16 法附則 7 条、平 16 経過措置政令他

令和 3 年 3 月 31 日政令 100 号

令和 3 年 4 月 1 日施行

●令和 3 年度の年金額は、昨年度から 0.1%の引下げとなった。

「令和 2 年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）」の公表を踏まえ、令和 3 年度の年金額は、法律の規定により、令和 3 年度から 0.1%マイナスで改定された。

令和 3 年度の年金額の改定は、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率（△0.1%）が物価変動率（0.0%）よりも低いため、令和 3 年 4 月からの年金額改定のルールにより、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率（△0.1%）を用いる。

また、賃金や物価による改定率がマイナスのため、令和 3 年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われず、マクロ経済スライドの未調整分（△0.1%）は翌年度以降に繰り越される。

参 考

マクロ経済スライドによるスライド調整率（△0.1%）

$$= \text{公的年金被保険者数の変動率 (0.2\%)} \times \text{平均余命の伸び率 (△0.3\%)} \\ (\text{平成 29～令和元年度の平均}) \quad (\text{定率})$$

マクロ経済スライド

現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金や物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものである。平成30年4月からは、賃金や物価の変動がマイナスとなりマクロ経済スライドによる調整ができない場合は、翌年度以降に繰り越して調整がなされている。

令和3年度の年金額

老齢基礎年金	780,900 円
障害基礎年金（1級）	976,125 円
〃（2級）	780,900 円
遺族基礎年金	780,900 円
配偶者加給年金額	224,700 円
子の加算額（2人目まで）	各 224,700 円
〃（3人目から）	各 74,900 円
振替加算額	224,700 円～15,055 円（大正 15.4.2～昭和 41.4.1）

Point 3

法 27 条、国民年金法による改定率の改定等に関する政令 1 条

令和 3 年 3 月 31 日政令 100 号

令和 3 年 4 月 1 日施行

●老齢基礎年金の改定率は、1.000 となった。

令和 3 年度の国民年金の改定率は、1.000 となり、老齢基礎年金の額は $780,900 \text{ 円} \times 1.000 = 780,900 \text{ 円}$ となった。

Point 4

法 87 条 3 項、5 項、6 項、国民年金法による改定率の改定等に関する政令 2 条

令和 3 年 3 月 31 日政令 100 号

令和 3 年 4 月 1 日施行

●国民年金の保険料は、4 月から月額 16,610 円となった。

令和 3 年度の国民年金の保険料は、法律に規定されている 17,000 円に、保険料改定率の 0.977 を掛けて、16,610 円（5 円以上 10 円未満は切り上げ）、令和 4 年度の国民年金の保険料は、17,000 円に保険料改定率の 0.976 を掛けて、16,590 円（5 円未満切り捨て）となった。

国民年金の保険料は、平成 16 年の制度改正により、毎年 280 円ずつ引き上げられてきたが、平成 29 年度で上限（平成 16 年度価格水準で 16,900 円）に達し、引上げが完了した。実際の保険料の額は、名目賃金の変動に応じて毎年度改定される。

※平成 31 年 4 月から国民年金第 1 号被保険者に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたため、平成 31 年度分より、平成 16 年度価格水準で、国民年金の保険料が 100 円引き上がって 17,000 円となっている。

Point 5

法附則 9 条の 3 の 2 第 3 項

令和 2 年 5 月 29 日法律 40 号（年金制度改正法）

令和 3 年 4 月 1 日施行

●短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数が 3 年から 5 年となった。

最後に保険料を納付した月が令和 3 年 4 月以降の場合、脱退一時金の支給額の計算に用いる被保険者期間の上限の月数が 3 年（36 月）から 5 年（60 月）となった。

●日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給額が改正となった。

最後に保険料を納付した月が令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月の場合の支給額は、下の表のとおりとなる。

対 象 月 数	支給額計算に用いる数	金 額
6 月以上 12 月未満	6	49,830 円
12 月以上 18 月未満	12	99,660 円
18 月以上 24 月未満	18	149,490 円
24 月以上 30 月未満	24	199,320 円
30 月以上 36 月未満	30	249,150 円
36 月以上 42 月未満	36	298,980 円
42 月以上 48 月未満	42	348,810 円
48 月以上 54 月未満	48	398,640 円
54 月以上 60 月未満	54	448,470 円
60 月以上	60	498,300 円

Point 6

平成 24 年法律 102 号（年金生活者支援法）、平成 30 年政令 364 号（年金生活者支援法施行令）

令和 3 年 3 月 31 日政令 100 号

令和 3 年 4 月 1 日施行

●令和 3 年 4 月からの老齢年金生活者支援給付金額は、令和 2 年度基準額と変わらず、月最大 5,030 円（令和 3 年度基準額）となった。

令和 2 年の物価変動率は 0.0%となったため、令和 3 年度の年金生活者支援給付金額の改定は行われず、令和 2 年度と同額となった。

	令和2年度（月額）	令和3年度（月額）
老齢年金生活者支援給付金	5,030 円 ^{※1}	5,030 円 ^{※1}
障害年金生活者支援給付金	1 級 6,288 円 2 級 5,030 円	1 級 6,288 円 2 級 5,030 円
遺族年金生活者支援給付金	5,030 円	5,030 円

※1 基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間等に応じて算出される。

<老齢年金生活者支援給付金 実際の給付額（令和3年4月現在）>

以下の（1）と（2）の合計額が支給される。

（1）保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,030 \text{ 円}^{\text{※2}} \times \text{保険料納付済期間（月数）} / 480 \text{ 月}^{\text{※3}}$$

（2）保険料免除期間に基づく額（月額）

$$= 10,856 \text{ 円}^{\text{※4}} \times \text{保険料免除期間（月数）} / 480 \text{ 月}$$

※2 給付基準額。毎年度、物価変動に応じて改定。

※3 昭和16年4月1日以前生まれの者については、生年月日による読み替えあり。

※4 老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。

ただし、保険料1/4免除の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（5,428 円）。

Point 7

法90条1項3号、90条の2、90条の3第1項2号、令6条の8他

令和2年5月29日法律40号（年金制度改正法）

令和3年4月1日施行

●未婚のひとり親等を寡婦と同様に、国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加することとなった。

国民年金保険料の申請全額免除の対象者は、「地方税法に定める障害者・寡婦であって、所得が政令で定める額以下であるとき」とされていたが、「地方税法に定める障害者・寡婦」に、「その他の市県民税が課されない者として政令で定める者」が加えられた。

今回の改正で、「ひとり親」を国民年金法上の申請免除の対象に追加することにより、①妻と離婚・死別し、生計同一の子がいる父と、②生計同一の子がいる未婚の父又は母が対象となる。

●国民年金保険料の申請全額免除の基準額が 125 万円から 135 万円に変更された。

令和 3 年度以降、地方税法に定める寡婦等の個人住民税非課税基準額が変更となるのに合わせて、国民年金保険料の申請全額免除の基準額が 135 万円となった。

令和 3 年 7 月分の保険料からの申請全額免除・納付猶予、4 月分の保険料からの学生納付特例に適用される。

Point 8

児童扶養手当法 13 条の 2 第 3 項

令和 2 年 5 月 29 日法律 40 号（年金制度改正法）

令和 3 年 3 月 1 日施行

●児童扶養手当と障害年金の併給調整が見直された。

旧制度では、ひとり親の障害年金受給者は、障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当を受給できなかった。

見直し後は、障害基礎年金の受給者について、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を受給することができるようになった。